「既存宅地の確認制度」が廃止されます

☎ 土地対策課　内線　2417

都市計画法の改正により、既存宅地の確認申請ができなくなります。

既存宅地を所有している人で近い将来土地について何かの計画をお持ちの人は、「既存宅地の確認申請」が必要となる場合があります。

なお、申請期限はこの法律が施行される日までとなります。「既存宅地の確認」を受けた土地は、経過措置として法律の施行日（平成13年５月中旬が見込まれています）より５年間は自己用の建築物を建築できます。非自己用（共同住宅、建売住宅、貸事務所、貸店舗、貸倉庫、寮など）の建築物を建築する予定のある人は、法律施行日の前日までに、既存宅地の確認及び建築確認を受け、工事着手することが必要となります。

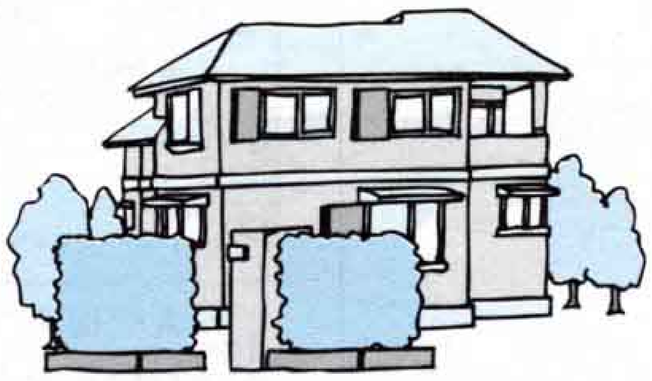

市街化調整区域

●既存宅地制度の廃止に伴う説明会

開催日	会　場
２月２日㈮	大淵公民館
２月５日㈪	天間公民館
２月６日㈫	伝法公民館
２月７日㈬	原田公民館
２月８日㈭	神戸公民館
２月９日㈮	須津公民館
２月13日㈫	ロゼシアター第1会議室

時　間　各会場とも19:00～20:30

既存宅地制度の廃止に伴うQ&A

Q．線引き前から建築されている建築物を将来建てかえる場合、既存宅地の確認は必要ですか。

A．建物の用途や規模がほとんど変わらない建てかえや増改築は、法施行後も今までどおり、既存宅地の確認を受けなくても建てかえできます。

Q．既存宅地の要件のある土地に、共同住宅を建築できますか。

A．法施行後は、非自己用（共同住宅、建売住宅、貸事務所、貸店舗、貸倉庫、寮など）の建築物は、建築できなくなります。

Q．既存宅地の要件のある土地を所有しているが、現在、建築物はありません。将来的に建築できますか。

A．法施行日前までに既存宅地の確認を受ければ、法施行後５年間は自己用の建築物は建築できます。

Q．法施行後、既存宅地であった土地を売買することはできますか。

A．既存宅地の確認を受けた土地なら、土地を買った人が法施行後５年間は自己用の建築物を建築することができます。

Q．既存宅地の確認を申請する場合、建築計画が必要ですか。

A．必要ありません。ただし、実際の建築の際には、建築計画を示して法律に適合している旨の市長の証明を受けることが必要です。

○個別の相談は土地対策課で受け付けています。
（平日８:30～17:00まで）

個人参加公共施設見学

２月23日㈮　9:00～15:00

コース　市役所→小規模授産所「吉原つくし」→介護老人福祉施設「すどの杜」→デイサービスセンター「はまかぜ」→社会福祉センター「田子浦荘」（昼食）→介護老人保健施設「ききょうの郷（さと）」→瑞林寺（ずいりん）→市役所

対　象　市内在住・在勤の人　　**定　員**　20人（応募者多数の場合は抽せん）

持ち物　昼食、水筒、雨具、筆記用具など　　**参加費**　無料

申し込み　はがきに参加する人の住所、氏名、年齢、電話番号（１枚のはがきに２人まで申し込みできます）を書いて、〒417-8601 富士市役所広報広聴課「公共施設見学」係へ（２月９日の消印有効）　☎　広報広聴課　内線2823

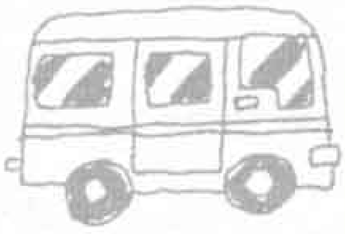

インパワ "標高7000m!?"のワンダーワールド
静岡県パビリオン
http://www.7000m.com/inpaku/

●市民れんらく版●

◆富士市医師会ホームページ

医師会の紹介をはじめ、休日・夜間の診療案内や、市内すべての病院・診療所を検索できます。

アドレス
http://www.fuji.shizuoka.med.or.jp/

問い合わせ
富士市医師会事務局　☎52-3111

◆静岡県青少年春休み中国体験教室
～青少年友好の翼～

と　き　３月25日㈰～29日㈭
訪問地　中国浙江省杭州市・上海市
対　象　中学生　　定　員　50人
応募締切　２月14日㈬
参加費　13万9,000円（査証取得手続費、空港までの交通費は別途）
問い合わせ　静岡県日中友好協議会青少年の翼事務局　☎054-255-8111